

「横浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」素案 概要版

第1章 計画策定の背景・意義

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」において都道府県、政令指定都市、中核市、特例市に策定が義務付けられた法定計画である。横浜市は、368万人、159万世帯が暮らす日本最大の基礎的自治体であるとともに、国から認定された「環境モデル都市」（本市を含め13都市）として、国・県との連携を図りつつ、市民・事業者・市役所等全ての主体が一体となって地球温暖化対策に取り組んでいく必要がある。本市は、平成20年1月に「横浜市脱温暖化行動方針（CO-D030）」を策定し、各主体が連携・協働しながら地球温暖化対策に取り組んできた。「CO-D030」を礎とし、国が掲げる「温室効果ガス排出量を2020年までに25%、2050年までに80%削減（1990年比）」の目標を本市としても達成するため、必要となる都市環境の整備や仕組みづくりを進める。また、低炭素社会に向け、需要の創出を通じてビジネスチャンスを提供、市内企業の技術革新を促し、市内経済の活性化につなげていくことで、夢のある「環境未来都市」を目指す。

第2章 計画の基本的事項

● 基本方針

「横浜市中期4か年計画」で掲げる、概ね10年後（2020年頃）の本市の未来図として『「つながるしあわせ」～安心と活力があふれるまち・横浜～』を目指し、その実現に向けた政策「横浜版成長戦略」を踏まえつつ、地球温暖化対策を推進していく。

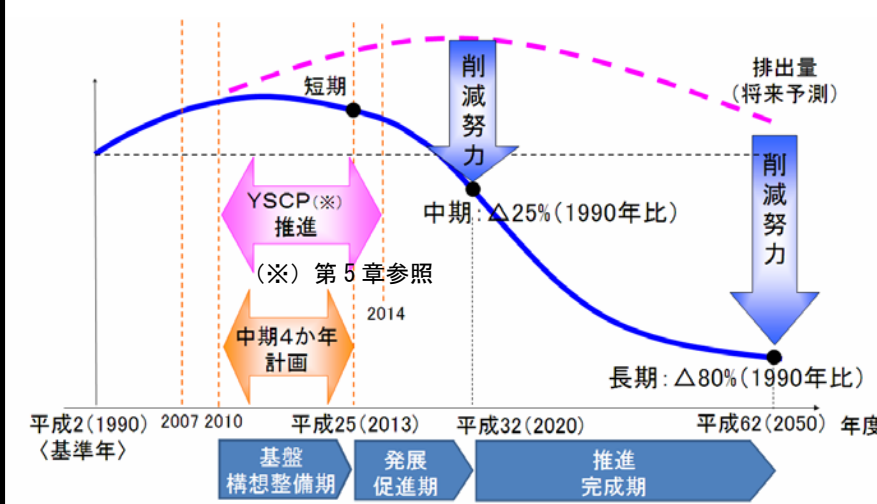
本計画の基本方針

- ・二酸化炭素の排出削減につながる仕組みの構築と生活の質の向上
- ・市場需要創出に向けた積極的な取組展開
- ・実効性のある取組への資源の集中と国や地方自治体の政策イノベーションの喚起
- ・各主体の活発なコミュニケーション・協働による取組の推進

● 計画の実施主体

市域の温室効果ガス削減をするため、市民、事業者、市役所等の各主体がそれぞれ役割を果たすとともに、かつ相互に連携・協働し取り組む。

● 目標達成に向けた考え方



第3・4章 温室効果ガス排出量の現況、将来推計

● 温室効果ガス排出量の現況

平成19（2007）年度の温室効果ガスの総排出量は、2,035万トン-CO₂であり、基準年の総排出量（1,686万トン-CO₂）に比べて20.7%の増加となっている。温室効果ガス別に排出量をみると、二酸化炭素排出量が1,992万トン-CO₂と最も多い。（二酸化炭素＝約98%、その他メタン等＝約2%）

● 温室効果ガス排出量の将来推計

平成32（2020）年度の温室効果ガスの総排出量は、2,050万トン-CO₂となり、基準年の総排出量（1,686万トン-CO₂）に比べて21.6%増加する見込みである。
※将来推計には、2008年度以降の追加的対策は含まない。

第5章 削減目標

【短期目標（平成25（2013）年度）】

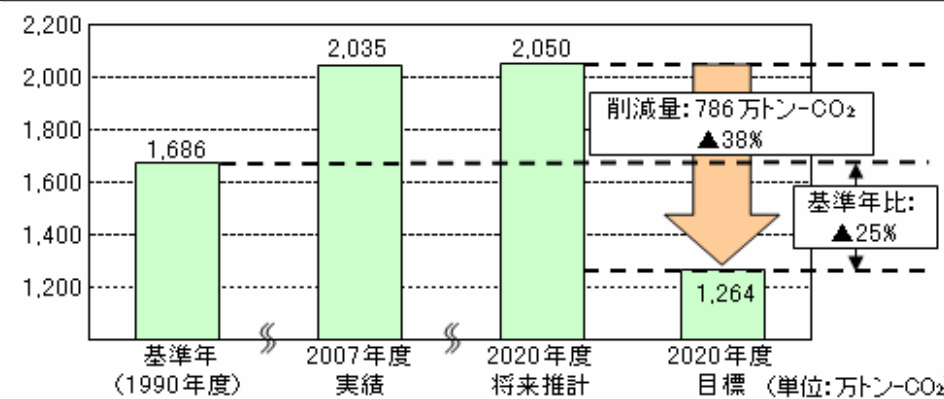
「横浜市中期4か年計画」（H22.12策定）の「横浜版成長戦略」の先導的プロジェクトである「横浜スマートシティプロジェクト（YSCP）」などの取組を着実に実施することとし、総量目標の設定は行わない。

【中期目標（平成32（2020）年度）】

温室効果ガス総排出量を基準年（1,686万トン-CO₂）比で**25%削減**
 ○平成32（2020）年度 将来推計：2,050万トン-CO₂（第4章）
 ○平成32（2020）年度 目標：1,264万トン-CO₂
 【削減量】：786万トン-CO₂
 ≪削減量の構成≫
 （横浜市（市民・事業者等）が国等と連携し、主体的に取り組むことによる削減分）：388万トン-CO₂（第6・7章）
 （国策としてのエネルギー政策・海外からの排出枠購入による市域における削減分）：398万トン-CO₂

【長期目標（平成62（2050）年度）】

温室効果ガス総排出量を基準年比で**80%削減** 目標：337万トン-CO₂



第6・7章 取組方針、対策・施策（対象：横浜市が主体的に取り組む削減分、CO₂のみ）

【部門別の方針・対策・削減目標】

(1) 家庭部門

省エネルギー型の住宅・建物を増やす、家電や住宅機器（給湯器等）のエネルギー消費を削減、エネルギー消費の少ない生活様式を普及することに取り組む。

【主な対策】

「住宅の省エネ化」「家電の省エネ化」等

| 基準年（1990年度） | ①将来推計（2020年度） | ②目標（2020年度） | 削減量（①-②） |
|-------------|---------------|---------------|----------|
| 311 | 489 | 321（①比▲34.4%） | 168 |

（単位：万トン-CO₂）

(2) 業務・産業・エネルギー転換部門

事業活動によるエネルギー消費の削減、環境負荷の少ないエネルギーの供給の増加、削減取組と地域経済の発展が両立するよう環境に配慮した事業形態の拡大に取り組む。

【主な対策】

「事業所における省エネ（建物の省エネ化、エネルギーマネジメントシステムの導入）」等

| 基準年（1990年度） | ①将来推計（2020年度） | ②目標（2020年度） | 削減量（①-②） |
|-------------|---------------|----------------|----------|
| 863 | 1,153 | 1,048（①比▲9.1%） | 105 |

（単位：万トン-CO₂）

(3) 運輸部門

クリーンエネルギー・低燃費・低排出車の普及、過度に自家用車に依存するライフスタイルを見直し、徒歩・自転車・公共交通を中心とした移動を促進するための取組、自動車交通流の円滑化や物流の効率化なども含めた総合的な取組を進める。

【主な対策】

「クリーンエネルギー・低燃費・低排出ガスの普及」「モビリティマネジメントの促進」等

| 基準年（1990年度） | ①将来推計（2020年度） | ②目標（2020年度） | 削減量（①-②） |
|-------------|---------------|---------------|----------|
| 419 | 324 | 219（①比▲32.4%） | 105 |

（単位：万トン-CO₂）（続く）

第6・7章 取組方針、対策・施策（続き）

(4) 廃棄物部門

発生抑制の推進と分別・リサイクルのさらなる徹底により、一般廃棄物・産業廃棄物の削減と適正処理を進める。

【主な対策】

「廃棄物の削減・適正処理」

| 基準年（1990年度） | ①将来推計（2020年度） | ②目標（2020年度） | 削減量（①-②） |
|-------------|---------------|--------------|----------|
| 48 | 37 | 27（①比▲27.0%） | 10 |

（単位：万トン-CO₂）

【分野（部門等横断）別の方針・対策・削減目標】

○ 再生可能エネルギー普及

将来像についての共通理解を図るとともに、普及の仕組み、普及主体をつくることで、太陽エネルギーを中心とした様々な再生可能エネルギー利用拡大に取り組む。

【主な対策】

「太陽光発電・太陽熱利用設備の普及」等
 ※削減量は59万トン-CO₂ 「家庭・業務・産業・運輸部門」に含まれる

○ 市役所

事務事業の改善を通じて、エネルギー消費の削減や再生可能エネルギー利用を推進するなど、低炭素型市役所の構築を進める。

【主な対策】

「エネルギー利用の効率化」等
 ※削減効果は「業務・運輸部門」に表出

○ 都市と緑

緑豊かな都市の形成、エネルギー効率のよい都市の構築、市民力と創造力が発揮される都市づくりを進める。

【主な対策】

「都市の熱環境の改善」「エコまちづくりの推進」等
 ※削減効果は全部門に表出

○ 脱温暖化連携

国内外の都市と脱温暖化連携を組み、本市での成果を国内外に広く波及させることにより、本市の脱温暖化の成果を膨らませていく。

【主な対策】

「国内外先進都市との連携に基づく情報発信・共有・連携の強化」等
 ※削減効果は全部門に表出

○ 森林吸収

緑地保全制度による樹林地の指定拡大や、所有者に緑地をできるだけ長く持ち続けていただくための維持管理に対する支援等の取組を行っていく。

【主な対策】

「豊かな緑地の確保」 ※想定削減量（吸収量）：1万トン-CO₂

【（参考）(1)～(4)の合計】

| 基準年（1990年度） | ①将来推計（2020年度） | ②目標（2020年度） | 削減量（①-②） |
|----------------------------|----------------------------|------------------------|------------|
| (CO ₂ のみ) 1,640 | (CO ₂ のみ) 2,003 | 1,615（①比▲19.4%） | 388 |
| (温室効果ガス計) 1,686 | (温室効果ガス計) 2,050 | 1,662（①比▲18.9%） | 388 |

※各項目で単位未満を四捨五入しているため合計欄と一致しない場合がある。（単位：万トン-CO₂）

第8章 計画の推進体制・進捗管理

【推進体制】

全庁にわたる地球温暖化対策を総合的に企画調整し、かつ必要な事業を実施する「温暖化対策統括本部」を設置、計画を推進する。また、市役所内部の体制として、全庁的に地球温暖化対策を推進するための連絡会議を設置する。（平成23年度～）

市民・事業者・市役所等の各主体の連携・協働を推進するため、既存の地球温暖化対策に関する協議会や、各区の地球温暖化対策推進組織の活動を展開する。

さらに、大学、地元企業等の知的資源の活用を図る。

【進捗管理】

市内の温室効果ガス総排出量を定期的かつ定量的に把握するとともに、連絡会議等で計画の進捗状況を点検し、必要に応じて計画を見直す。